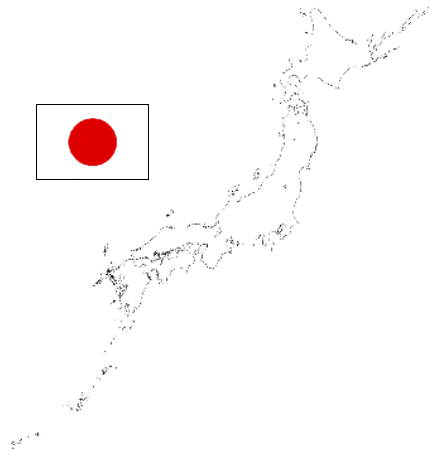
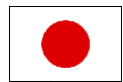


日・ブルネイ租税協定

○ 租税協定(租税条約)とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の国際協力の推進を通じ脱税を防止すること等を主な目的とするもの。



二重課税の回避を目的とした課税権の調整

投資所得に対する源泉地国課税の軽減

配当、利子、使用料(著作権、特許権等)

両国間の投資交流の促進



- ブルネイ進出の日本企業は10社程度。
- 対ブルネイ投資分野は、エネルギー関連が中心。
- 2008年7月、日・ブルネイ経済連携協定が発効。

(参考) 今後の交渉相手国(平成21年1月現在)

- アラブ首長国連邦(交渉中)
- クウェート(基本合意済み)
- サウジアラビア(交渉中)
- オランダ(交渉中)
- スイス(交渉中)

(注)本協定と同様に、カザフスタンとの租税条約を今国会に提出予定。

- 現時点において日本進出のブルネイ企業はごく少数。

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、45条約、56か国。近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ることを基本方針とし、原則としてこれに沿って交渉している。